

令和 3 年第 1 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年1月27日（水）午後2時

2 場 所 多治見市役所 4階会議室

3 会議に付した議案

| 議案番号 | 議 案 件 名                              | 件数 |
|------|--------------------------------------|----|
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                 | 2件 |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について           | 1件 |
| 報第1号 | 農地法第5条届出における公売・競売買受適格者証明願専決受理の報告について | 1件 |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について             | 7件 |
| 報第3号 | 非農地認定について                            | 1件 |

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

| 議席番号 | 委 員 氏 名 | 備 考 |
|------|---------|-----|
| 1    | 玉木 芳幸   |     |
| 2    | 長江 あさみ  |     |
| 3    | 山内 晃三   |     |
| 4    | 伊藤 明石   |     |
| 5    | 市原 勝美   |     |
| 6    | 坂崎 寛治   |     |
| 7    | 右高 一朋   |     |
| 8    | 若尾 武彦   |     |
| 9    | 河地 友次   |     |
| 10   | 鈴木 隆    |     |
| 11   | 富田 良一   |     |
| 12   | 若尾 茂    |     |
| 13   | 久野 孝好   |     |
| 14   | 加納 洋一   |     |

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 15 | 梶田 達行  |  |
| 16 | 東 一二美  |  |
| 17 | 日比野 敏夫 |  |

議長 ただいまより、令和3年第1回農業委員会総会を開会する。  
 なお、本日は傍聴人の申請があったので、これを許可する。  
 本日は、17名全員の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、15番 梶田 達行 委員、16番 東 一二美 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第1号について事務局より説明願う。

事務局 2件。

申請番号1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は多治見市赤坂町4丁目■■番■■、山林、現況畑で1,077㎡中の800㎡。譲渡人と譲受人は親子関係。譲渡人は、ご高齢のため、譲受人である息子さんに順次経営を委譲したいということで、今回林地内の農地部分について所有権移転の申請があったもの。

(議事進行上、申請番号1のみで事務局の説明を中断)

議長 それでは議第1号申請番号1について、地元委員から意見があれば発言願う。

7番 譲渡人はまだ元気で申請地の管理もご自身で行われている。年齢が80を過ぎたということで今回は相続ではなく所有権移転をされた。申請地は、土地は傾斜地になっているが、手入れはされているので

問題はない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 1 号申請番号 1 について採決を行う。議第 1 号申請番号 1 について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 1 号申請番号 1 は承認することに決定する。

議長 引続き議第 1 号申請番号 2 について事務局より説明願う。

事務局 議第 1 号申請番号 2 は次の議第 2 号と関連がある。この案件は多治見市だけでなく東濃圏域でもはじめてとなる営農型太陽光発電に係る事案である。

(営農型太陽光発電及び農地法の関係等について資料を用いて説明)

事務局 今回の営農型太陽光発電の事業概要について説明する。発電事業を行うのが株式会社レコス、営農を行うのが■■■■氏。この土地は元々地元住民が所有していたが、平成 4 年に国税局から差押があり、翌年にお亡くなりになられ、その後、時期は特定できていないが残土が入れられ、小さな山のような状態になった。平成 23 年に■■氏 が農地として取得し、現在に至っている。今回営農型太陽光発電を行うにあたり、農地法の許可申請を受けたもの。

事務局 山のような状態になった頂上の平らな部分、約 780 m<sup>2</sup>において営農型太陽光発電を実施する予定。ソーラーパネルの下の農地には榊を植樹して営農を行う予定となっている。なお、榊については半日陰で育つ植物で太陽光発電に適した植物と言われている。今回提出頂いている営農計画によると収穫できるのは 7 年目ぐらいからで、その間営農による収入は無い。7 年目以降の収穫量は 170kg を見込んでいる。許可権者は岐阜県になるが、多治見市農業委員会として意見を付して県に提出することとなる。

(議論のポイントとすべき営農型太陽光発電の許可要件等を説明)

事務局 既に地元の住民の方から、東側にある農業用水に当該地から雨水を流さないよう要望が出ている。今回の計画書の中で、頂上の平地部分に水路を作り、集水桝に集めたものを東側の北小木川に排水するという事になっている。

事務局 それでは議第 1 号申請番号 2 について説明を行う。区分地上権。譲渡人、■■県■■市■■町■■番地、■■■■。譲受人、多治見市喜多町 5 丁目 25 番地、株式会社レコス。土地は 2 筆。北小木町宮下■■番、田、現況畑、農振農用地 1,517 m<sup>2</sup>及び北小木町宮下■■番、田、現況畑、農振農用地 1,393 m<sup>2</sup>、2 筆で 2,910 m<sup>2</sup>。

事務局 関連して議第 2 号申請番号 1 ついて説明を行う。賃貸借権。太陽光パネルの支柱面積部分の一時転用許可申請。貸人、■■県■■市■■町■■番地、■■■■。借人、多治見市喜多町 5 丁目 25 番地、株式会社レコス。北小木町宮下■■番、1,517 m<sup>2</sup>のうち 0.13 m<sup>2</sup>及び北小木町宮下■■番、1,393 m<sup>2</sup>のうち 0.11 m<sup>2</sup>、2 筆で 2,910 m<sup>2</sup>のうち 0.24 m<sup>2</sup>。ソーラーパネルの支柱を全部で 55 本立てることになっており、793 番には 29 本、794 番には 26 本を立てることとなり、支柱の直径が 76mm でこれら支柱の面積部分が一時転用許可申請の対象箇所となる。許可期間は 3 年間で継続するためには再度申請が必要。

事務局 ■■氏と株式会社レコスの間で区分地上権の設定契約書を取り交わしており、地上権の権利の範囲は、地表 2.200m から 2.264m の間ということになっているのでこの間にソーラーパネルが設置される。桝についてはソーラーパネルの下に 198 本植栽される計画。

議長 それでは議第 1 号申請番号 2 及び議第 2 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 番 地元からしたら残土の山がある日突然できたと印象。その山が今回の事案となり、支柱部分が一時転用許可の対象となるということに、違和感がある。地元の方からは用水路の保全・確保して欲しいということであった。意見として、北小木の営農に影響が無いよう配慮して欲しい。

議長 私も現場を確認してきた。地元の方からも用水路の保全に関する要望の話を伺った。他に意見や質問はないか。

15 番 パネルの割合であるが、全部覆うわけではないのか。

事務局 パネルの下で営農を行うので、必要な分の光が入るような設置になる。

16 番 パネルは何%ぐらい光を通すのか。

事務局 計画書によると、遮光率が 67.6%のパネルとなっているので 30%強の光を通すことになる。

1 番 わずかな光で榊は生育させることができる。

16 番 残土に木を植えて育つものか。そういったところを確認しておかないと、後に枯れたけど知らないということにならないか。これは補助金の対象となっているのか。

事務局 生育状況は確認する必要がある。また、補助金の対象にはなっていない。

5 番 今回の許可申請以前の話になるが、農地に残土が置かれて、そのまま放置されていていいものか。原状回復指導などは無かったのか。

事務局 記録が残っていないのではっきりしたことは言えないが、市として問題となっていたのは事実。裁判も長くやっていたということは聞いている。最初の所有者は亡くなっており、財産管理人との間で話し合いが行われていたことを聞いたことがあるが、詳細は分からない。放置していた訳ではないと聞いている。

16 番 東栄町でも赤道が土砂で埋められる事案が発生しており、市に相談している。

議長 問題がわかったらすぐに対応しないと、後々で尾を引くことになる。

6 番 今後もこういった営農型太陽光発電が増えると予想されるか。



笠原町大掠■■■■番■、田、186 m<sup>2</sup>、転用目的は資材置場。入札は2月4日から2月12日を予定。落札決定日は4月8日。申請人が落札した場合は、転用の届出が提出されることになる。

議長 報第1号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので報第1号の報告を終了する。

議長 次に報第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を報告する。報第2号について説明願う。

事務局 7件。

申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■■■■■■。譲受人、多治見市富士見町2丁目34番地、株式会社イザワピグメンツ。土地は2筆あり、一筆目は池田町9丁目■■■■番の■、畑、現況雑種地、263 m<sup>2</sup>。2筆目は池田町9丁目■■■■番、畑、現況宅地、36 m<sup>2</sup>。2筆で299 m<sup>2</sup>。■■■■■■■■は取締役であり個人から法人に所有権移転。転用目的は作業所。既に作業所が立っているため、理由書提出。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■■■■■■。譲受人、多治見市富士見町2丁目34番地、株式会社イザワピグメンツ。土地は2筆あり、一筆目は池田町9丁目■■■■番の■、畑、現況雑種地、546 m<sup>2</sup>。2筆目は池田町9丁目■■■■番、畑、現況宅地、330 m<sup>2</sup>。2筆で876 m<sup>2</sup>。転用目的は作業所。申請番号1と同様、理由書提出。

申請番号3 賃貸借権。貸人、■■■■市■■■町■丁目■番地、■■■■■■■■。借人、多治見市白山町3丁目14番地、葵テック株式会社。土地は小泉町1丁目■番、田、1,674 m<sup>2</sup>。転用目的は事業用賃貸借。事務所及び倉庫を建築。

申請番号4 使用貸借権。使用貸人、■■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■■■■■■。使用借人、■■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■■■■■■。土地は小泉町8丁目■■番■、田、現況雑種地、64 m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場。既に駐車場であるため始末書提出。

申請番号5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■■■番地、■■■■■■■■。譲受人、多治見市幸町6丁目1番地の11、東濃運輸株式会社。土地は平井町6丁目■番■、田、653 m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地の■■、■■■■。譲受人、多治見市生田町 4 丁目 50 番地、中京セラミック株式会社。土地は生田町 4 丁目■■番■■、田、現況雑種地、50 m<sup>2</sup>。転用目的はタイル資材置場。既に資材置場になっていたため始末書提出。

申請番号 7 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、名古屋市東区葵 3 丁目 12 番地の 7、株式会社 J. o w l。土地は喜多町 2 丁目■■番■■、畑、75 m<sup>2</sup>。転用目的は進入路。

議長 報第 2 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 申請番号 3 の土地について、前回の総会で意見が出たこともあり、現地を確認してきた。用水路について、当該地より上流の部分、踏切近くの両側の土地は耕作されているが、下流には農地はなく大原川に流れることになっている。用水路の管を配置し埋め立てる設計となっていることを確認した。

議長 発言はないか。発言がないので報第 2 号の報告を終了する。

議長 次に報第 3 号「非農地認定について」を報告する。報第 3 号について説明願う。

事務局 土地は 2 筆。1 筆目、高田町 9 丁目■■番、田、現況山林原野、152 m<sup>2</sup>。2 筆目、高田町 9 丁目■■番、田、現況山林原野、261 m<sup>2</sup>。2 筆で 413 m<sup>2</sup>。所有者は■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。所有者から非農地判断の申入れがあったため、現場で山林原野化していること確認し、非農地であると判断したもの。

議長 報第 3 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので報第 3 号の報告を終了する。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、2 月 24 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

|      |    |    |
|------|----|----|
| 事務局長 | 岩田 | 卓也 |
| 課長代理 | 柳生 | 芳憲 |
| 主 査  | 安保 | 博之 |
| 主 査  | 玉山 | 永恵 |

令和3年1月27日

議事録署名

15 番

16 番

議長